

損害賠償の額の決定及び和解について

このことについて、別紙資料に基づき報告します。

令和5年12月21日

I C T 教育推進課

損害賠償の額の決定及び和解について

1 事故の概要

令和4年12月26日（月）午後0時10分頃、愛知郡東郷町大字諸輪地内の路上で、県有自動車がブレーキ操作を誤り、赤信号のため停止していた軽乗用車に追突し、相手方にそれぞれ実治療日数18日、33日の傷害及び物的損害を与えた。

2 相手方の損害

(1) 傷害の状況

運転者 実治療日数18日の腰部挫傷、頸部捻挫

同乗者 実治療日数33日の頸部捻挫

(2) 物的損害の状況

軽乗用車 リアバンパー、バックドアパネル、バックドアガラス等破損

(3) 損害額

2, 115, 965円

3 賠償の手続

賠償責任等審査会の審査結果を受けて、地方自治法の規定に基づき、知事の専決処分により、損害賠償の額を決定して相手方へ速やかに賠償金を支払い、和解した。

また、同法の規定に基づき、令和5年12月定例県議会で報告した。

(参考) 賠償責任等審査会 審査結果

本件事故については、当方に賠償責任があり、損害賠償金として相手方に2,115,965円を支払うことを適当と認める。

4 和解の内容

県は相手方に賠償金2, 115, 965円を支払う。